

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2017 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2017 年度内に 4 回発行する予定です。

規制および知的財産保護に関する主要な改正 (2017 年 6 月～8 月)

### 【規制の変更事項】

#### **知的財産権の保護の領域における一部の範疇の紛争につき、公判前の紛争解決に関する強制手続きの改正が発効した。**

ロシア連邦仲裁手続法 (Arbitrazh Procedure Code of the Russian Federation) (「ロシア APC」) の第 4 条パート 5 およびロシア連邦民法 (Civil Code of Russian Federation) (「ロシア民法」) 第 1252 条の改正が 2017 年 7 月 12 日に発効した。特に、権利保有者が特定の種類の請求 (例: 権利の承認、権利を侵害または脅かす行為の抑制、偽造品の物理的媒体の押収、などに関する請求) について訴訟を提起する前に、公判前請求を提出することが不要となった。

その反対に、法的保護の早期終了に関する紛争については、公判前の解決手続きの対象となることになった。

さらに、強制公判前解決手続きの対象となる請求に関する仮処分申請手続きについても改正が行われた。ロシア APC 第 99 条の新規定では、このような案件における仮処分を命じる裁判所命令には、訴訟の提起ではなく、公判前請求提出の期限を定めるものとしている。(2017 年 7 月 1 日付けの連邦法 No.147-FZ「ロシア連邦民法パート 4 の第 1252 条および第 1486 条、ならびにロシア連邦仲裁手続法第 4 条および第 99 条の修正」)

**国際商業会議所ロシア委員会 (Russian**

**National Committee of the International Chamber of Commerce) (「ICC ロシア」) は、ビデオカメラ、スマートフォン、PC、テープレコーダー、その他個人用機器の輸入時に賦課されるブランク・メディア関税の徴収を規制する法律の改正を求め、国家機関に接触した。**

2010 年にロシア連邦政府は、音声トラックやオーディオビジュアル作品を再生することを意図した個人用機器の輸入に対するブランク・メディア関税の支払い手続きを定めた。例えば、輸入者は権利保有者に対して製品価格の 1% を支払わなければならない。また、この関税はプロ用の機器や、複製機能を備えていない機器には賦課されない。この関税は、ロシア権利保有者連合 (Russian Union of Right Holders) (「RUR」) が徴収する権利を有している。

ICC ロシアは、ロシア連邦大統領、ロシア連邦議会および関連する省に対し、ブランク・メディア関税を規制する現行法の改正を求める申請書を提出した。

ICC ロシアは、特に、疑わしい機器の分析に関する追加基準および手順の設定、ならびに RUR の運営に対する管理の確立を提案している。

### 【施行】

**ロシア連邦反独占庁 (Federal Antimonopoly Service of Russia) は、自動車用部品および医療機器メーカーに対し、不当な輸入制限に関**

**する改善命令を発行した。**

2017年7月に、Daimler、Renault、KYB Corporation および YD-Diagnostics はロシア連邦反独占庁(「FAS」)から、各企業の商標を付した商品の無認可輸入者による輸入の制限に関連する改善命令を受領した。FAS は、無認可輸入者からの訴状を検討の末、権利保有者による商標を付した商品の輸入を不当に禁止することは、不当競争の証拠であると決定した。

**【重要な判決】**

**Presidium of the Intellectual Property Court は、同種の商品に関する商標の法的保護の早期終了の場合に、裁判所が判断すべき状況を指定した。**

自動車用スペアパーツの大手無認可輸入者である OOO Avtologistika (原告)は、商標の不使用を理由として、トヨタ自動車(被告)に対し ICGS のクラス 12 に該当する多数の製品(様々な自動車用スペアパーツ)に関する商標の法的保護の早期終了を求める訴訟を、知的財産裁判所(Intellectual Property Court)に提起した。

知的財産裁判所(第一審裁判所)は、原告の請求を却下した。裁判所は、被告の商標は「強力」(独創的で、周知されており、かつ識別性が高い)であると判断し、被告がその商標を、法的保護の終了を求められている製品と同種の製品に対して使用していることを認めた。

Presidium of the Intellectual Property Court (破毀院)は、知的財産裁判所(第一審裁判所)の判決を棄却し、知的財産裁判所が以下の特定を怠ったことを理由として再審を命じた。

- 商標が使用されていると裁判所が認めた具体的な製品
- 商標が使用されている製品が、商標の保護終了が求められている製品と同種であると裁判所が見なした理由

(2017年7月10日付けの Presidium of the

*Intellectual Property Court* の判決。判決番号 SIP-264/2016)

**知的財産裁判所は、休止商標の法的保護の早期終了の請求に関する原告の利益を評価する過程で、その関連会社の事業を特に考慮することを認めた。**

OOO Fabrika Zamorozhennykh Productov (原告) は、OOO Obyedineniye Soyuzpischeprom (被告) に対し、商標の不使用を理由に商標の法的保護の早期終了を求める訴訟を、知的財産裁判所に提起した。被告は、この訴えに対し、原告は被告が登録している商標について同種の製品を製造しておらず、よって商標の法的保護の終了による利益を受ける立場にない、として反論した。

しかし、知的財産裁判所(第一審裁判所として訴訟を審理する)および Presidium of the Intellectual Property Court (破毀院)は、原告の関連会社(子会社)の事業を考慮に入れた。特に、当該関連会社(原告の商標を使用)が、法的保護の終了が請求されている製品と同種の製品を製造しているという事実が、商標の法的保護の早期終了による法律上の利益の十分な証拠として認められた。

(2017年8月4日付けの Presidium of the Intellectual Property Court の判決。判決番号 SIP-9/2017)

**知的財産裁判所は、ある企業の社名と類似した紛らわしいドメインネームの使用を禁止することは不可であると決定した。**

OOO Expertniy Tsentri ETALON(原告)は、PAO Gruppya NGI(被告)に対し、原告の社名に関する独占権の保護を求める訴訟を、モスクワ仲裁裁判所(Moscow Arbitrazh Court)に提起した。原告は、原告の社名と類似し紛らわしい exp-etalon.ru という名称のドメインネーム

を被告が使用することの禁止、被告による当該ドメインネームの登録の取り消し、および、当該ドメインの原告名義での登録を裁判所に求めた。

モスクワ仲裁裁判所(第一審裁判所)およびモスクワ市第9仲裁控訴裁判所(Ninth Arbitrazh Court of Appeal of the City of Moscow)(控訴裁判所)は、原告の請求を却下した。

知的財産裁判所(破毀院)は、下級裁判所の判決を支持し、次のように述べた。ドメインネームは、知的財産として見なされるものではなく、適用法に基づいて個別化を行う手段でもない。したがって、このケースでは、こうした個別化の手段および先に生じた独占権を優先する規則は適用されない。社名に対する独占権を保護する手段を規定する法律には、原告の社名と類似した紛らわしい名称のドメインネームの使用禁止を、訴訟によって求めるという保護の手段は規定されていない。

(2017年6月30日付けの知的財産裁判所の判決。判決番号 A40-117081/2016)

**知的財産裁判所は、商標と類似したドメインネームの使用(管理)の禁止を求める訴訟には、出訴期限が適用されないことを確認した。**

この訴訟は、OSRAM GmbHからledvance.ruというドメインネームの管理者である個人起業家に対して提起された。

知的財産裁判所(破毀院)は、商標と類似したドメインネームの使用禁止は、日常的なドメインの管理に関連する継続的な侵害を抑制することを目的とするものである、と述べた。したがって、この訴訟は無形資産に関連するものである。

ロシア民法第 208 条によれば、出訴期限は、法による規定がある場合は除き、人格権またはその他の無形の利益の保護を求める訴訟には適用されない。

(2017年6月9日付けの知的財産裁判所の判

決。判決番号 A40-99292/2016)

**【知的財産領域の主な法律改正およびその運用に関する分析】**

**知的財産権の保護に関連する公判前の紛争解決の強制手続きの改正**

2017年7月1日付け連邦法 No. 147-FZ で決定されたロシア APC およびロシア民法の改正が、2017年7月12日に発効となった。知的財産領域における主な改正は以下の通り。

1) 公判前の解決強制手続きに従う必要のない訴訟申請の範囲

ロシア民法の改正第 1252 条に従い、権利保有者は以下の種類の請求について訴訟の前に書状を提出することが不要となった。

- 権利の承認の請求
- 権利を侵害または脅かす行為の抑制の請求
- 偽造品の物理的媒体押収の請求
- 合法的な権利保有者に対して行われた侵害に関する判決(かかる権利保有者が明記された)の公表請求
- 独占権を侵害して使用、または侵害する意図をもって使用されるツール、設備その他の手段の押収および破壊(ロシア連邦による民事没収)の請求

さらに、損害賠償または補償を請求する場合には、依然として訴訟を提起することが必須である。

2) 商標の不使用を理由とする商標の法的保護の早期終了に関する紛争に対し、公判前の強制紛争解決手続きが導入される。

商標の法的保護の早期終了を求める訴訟を裁判所に提起する前に、利害関係人は権利保有者に接触し、知的財産領域の連邦執行機関に商標の放棄を申請するか、または、個別化のために商標が登録されたすべての

商品に関する商標に対する独占権を譲渡する契約を、利害関係人と締結することを提案しなければならない。

利害関係人によるいずれの提案も送達から2カ月以内に実現されない場合、利害関係人は30日以内に訴訟を提起する権利を獲得する。

3) 公判前の紛争解決手続きの遵守が必須である訴訟に関する仮処分(仮差し止め命令)の使用に関する手続きが変更となった。

ロシア APC の改正第 99 条に従い、公判前の強制紛争解決手続きの遵守が必須である訴訟について、裁判所は仮処分に関する裁定の中で、以下を決定した。

- 公判前請求の送付期限: 裁定日から 15 日以内
- 裁判所に訴訟を提起する期限: 当事者が公判前の紛争解決を決着させる期限の失効から 5 日以内。これは、訴訟前の書状の日付から 30 日以内に相当する。

導入された改正によって、無認可の輸入者に対する請求陳述書の提出は大幅に促進されるであろう。ロシア APC の改正前の第 99 条では、仮処分命令に関する裁判所命令から訴訟を提起するまでの期間を 15 日間と規定していた。税関当局が商標の付いた商品の出荷を差し止め可能な期間が 20 営業日までであり、一方訴訟前の書状への返答期限が 30 日であることを考慮すると、権利保有者は、対象商品が差し押さえ前に流通してしまう問題に直面する。ロシア APC に対する今回の改正は、この課題に対応したものである。

**ロシア連邦反独占庁は、自動車用部品および医療機器メーカーに対し、不当な輸入制限に関する改善命令を発行した。**

FAS の ウ ェ ブ サ イ ト (<http://fas.gov.ru/press-center/news/detail.html?id=50872>)によれば、FAS は、複数の独立した輸入者から、自動車用部品または医療機器のロシアへの輸入の可能性について権利

保有者と調整を試みたものの、権利保有者に根拠なく拒絶されたか、または検討してもらえなかった、という苦情を受けたとのことである。調査の結果、FAS は Daimler、Renault、KYB Corporation および YD-Diagnostics による不当競争の証拠を特定した。

FAS の代理責任者である Andrei Kashevarov 氏は、FAS の見解として、権利保有者から販売者に対する拒絶は、偽造品輸入の場合や、ロシア連邦での関連製品の製造のローカライゼーションが行われる場合においては正当と見なされる、と明言した。

同時に、当面の間、ユーラシア経済連合(「EEU」)の下で消尽に関する地域原則が存在していることに言及しておく。前述の原則に従い、権利保有者は、自らの商標を付した商品の非 EEU 加盟国から EEU 域内への輸入に関し、承認または禁止を決定する裁量を有している。

(取りまとめ: 知的財産・イノベーション部 知的財産課、ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、DLA パイパー社 (<https://www.dlapiper.com/en/russia/>) の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。